

2018年2月7日

京都新聞社

「耳鼻科医の日々是好日」執筆者
川越耳科学クリニック院長 坂田英明様

一般社団法人京都府聴覚障害者協会
会長 浅井 ひとみ

京都新聞 2018年1月30日付「耳鼻科医の日々是好日」への抗議

京都新聞 2018年1月30日付「耳鼻科医の日々是好日」の記事を読みました。

「難聴という障害があっても『治る障害、克服できる障害』に変わってきている」、「行政は『克服できる障害』を周知徹底させ、障害児を一人でも減らす努力をすべき義務があるかと思えます」と書かれており、聞こえない子どもを持つ親を始めとする医療従事者や教育者に対して誤解を与えるような内容であり、強い憤りを覚えます。

新生児聴覚スクリーニング事業が全国的に行われることで、早期発見により、少しでも早い段階から聞こえない子どもに対する早期療育が行われるべき、という点には賛同しますが、そのためには早期療育の中にも「手話」という選択肢も含まれるべきであり、早期療育の部分では聞こえない子どもだけでなく、聞こえない子どもを持つ親に対する相談支援が必要です。

聴覚障害は『治る障害、克服できる障害』でもありません。人工内耳を装用しても聞こえる人と同様に100%聞こえるようになるわけでもありません。したがって音を聞く、音声日本語を話せる、という面しか考えてないからこそ、克服できる障害と思いがちですが、それは聞こえる人側の独りよがりです。

2006年、障害者権利条約が国連総会において採択され、2008年5月3日に発効しました。障害者権利条約では、障害の概念は医学モデルよりも社会モデルで捉えていくべきと明記されています。

そして、当協会の親団体でもある一般財団法人全日本ろうあ連盟が「人工内耳についての見解」及び「日本手話言語法修正案」に関わって、日本耳鼻咽喉科学会と意見を取り持ちました。参考資料として同封いたしますので、ご高覧願います。

最後に記事の訂正及び撤回、回答を下記の通り求めます。

記

1. 記事の訂正及び撤回を求めます。

1. 聴覚障害は『治る障害、克服できる障害』に変わってきている、と書かれていますが、『治る障害、克服できる障害』となる根拠を回答願います。

以上